## 市長・副市長等からの豊見城市職員に対するパワーハラスメント実態究明・解決のため 「第三者調査委員会」を早期設置し、公平・公正な調査を求める決議

市役所内部において、市長・副市長等よりパワーハラスメント(以下「パワハラ」という。)を受けた職員からの苦情をきっかけに実施した職員アンケートの結果では、28件に及ぶ直接被害が申告されたところである。

顧みると、昨年3月定例会頃より複数議員による一般質問等において、特別職からのパワハラに関する疑惑が呈され、実態調査の必要性を断続的に要求されてきたが「そのような事実は確認されていない」の答弁が繰り返され、実態究明には至っていない状況下今般、議員有志の会実施の調査に触発されたのか、その結果に根拠がないと主張し、第三者調査委員会設置が唐突に報道されたところである。なお、議員有志の会として当該委員会の設置については大いに賛同するが、当会が実施した調査結果の公表に際し、急遽発表なされたのか甚だ疑問である。

また、委員会の設置要綱等や委員の選定やなぜ特別職に的を絞らず敢えて全職員等を対象としたのか、調査制度設計、再調査過程での職員保護担保、審査期間等の客観性について具体的には公表されていないことから、このままでは委員会の主管事務局設置体制含め、公平・公正な調査が行われるのか大きく疑問が残るところである。

よって、監視機能を有する議会の意見を反映させた公平・公正な専門的知識を有した納得性のある「第三者調査委員会」を早急に設置し、実態究明を行い、適切な環境改善を図り、早急に正常な職場環境に戻すよう次のとおり強く要請する。

記

- 1. 専門的知識による第三者調査委員会において、改めて事態究明を実施すること。
- 2. 当該委員会委員の選定については、弁護士会、医師会、協会等の所属団体よりの完全な自由推薦に応じることとし、市の一切の関与が無い事を公明正大に証すること。
- 3. 令和3年度内に結論を公表し、職員の職場環境の改善を行うこと。
- 4. 当該委員会は原則公開とし、随時、会議録を議会に提出すること。
- 5. 当該委員会事務局は、職員が納得いく設置内容とすること。
- 6. 内部通報者を特定し制裁を加えるようなことをせず、全職員に対して公益通報制度に関する情報を提供し、保全や救済措置を講じること。
- 7. 市長・副市長等特別職は、本調査に一切関与しないこと。
- 8. 豊見城市附属機関の設置に関する条例に基づいた附属機関としての委員会であること。

以上、決議する。

令和3年11月10日

豊見城市議会

あて先 豊見城市長